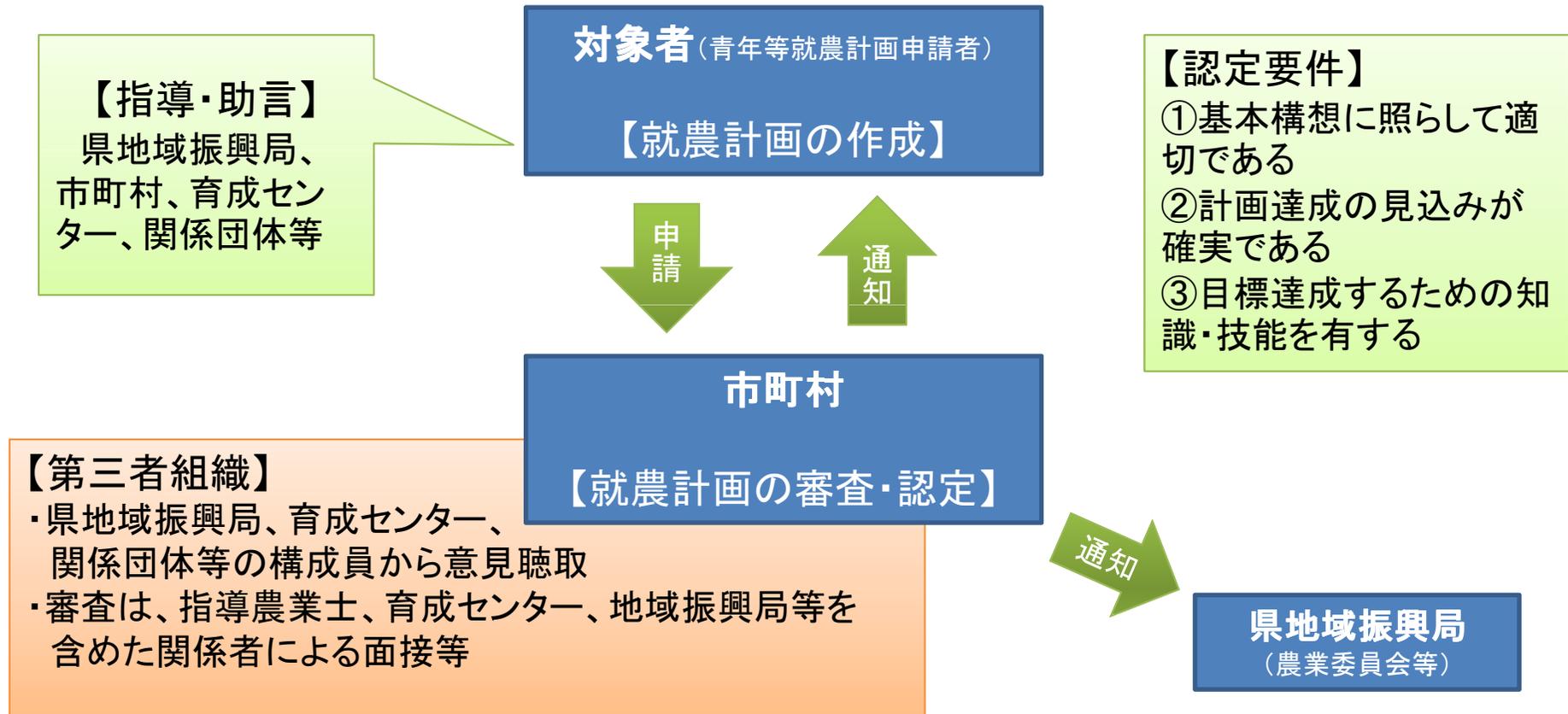


# 青年等就農計画の認定制度について

H26.6 農林政策課

青年等就農計画制度は、新たに農業を始める方が作成する「青年等就農計画」を市町村が認定し、これらの認定を受けた新規就農者に対して重点的に支援措置を講じようとするものです。

※これまでは「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」に基づき県が認定する制度でしたが、平成26年度から「農業経営基盤強化促進法」に基づく新制度になります。



## 対象者(青年等就農計画申請者)

青年等就農計画申請者は、その市町村の区域内において新たに農業経営を営もうとする青年等(農業経営を開始して5年以内の青年等を含み、認定農業者を除く)

1. 青年(18歳以上45歳未満:市町村特認で50歳未満)
2. 特定の知識・技能を有する中高年齢者(65歳未満)
3. 上記の者が役員の大半数を占める法人



### ● 留意事項

- ① 年齢は経営開始時の年齢で判断。(法人は登記日の役員年齢)  
※経営開始前に認定を受けた場合は、経営開始後に開始届(様式第2-2号)を市町村へ提出。
- ② 新たに農業部門の経営を開始または全部・一部継承して開始する場合、自分の農業経営収支の記帳と預金口座の開設が必要。
- ③ 過去に農業従事(現在は農業以外の職業)した者も該当する。
- ④ 農業法人等の従業員として働いている者も該当する。
- ⑤ 複数市町村にまたがる経営で認定を希望する場合は、それぞれの市町村で認定。
- ⑥ 夫婦等共同申請も可能。(同一世帯員かつ家族経営協定等の締結と遵守)

## 青年等就農計画の有効期間

青年等就農計画の認定をした日から起算して5年  
(既に農業経営を開始した青年等は認定日~経営開始から5年を経過した日)  
※計画変更した場合でも、変更前の有効期間

## 青年等就農計画の認定基準(別紙4の2参照)

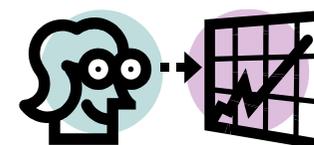
- 1 基本構想に照らして適切なものであること
  - 1) 農業経営の規模  
(基本構想を上回る規模(特定作業受託及びそれ以外の作業受託含む)、または、下回る規模であっても、所得水準等に達成することが見込まれるか)
  - 2) 生産方式  
(基本構想で設定した生産方式におおむね準拠しているか)
  - 3) 経営管理の方法及び農業従事の態様
  - 4) その他  
(期間終了後に経営改善計画の認定を受ける見込みがあるか、年間農業従事日数が150日以上と見込まれるか など)
- 2 青年等就農計画の達成される見込みが確実であること
- 3 青年以外の個人が有する知識及び技能が青年等就農計画の有効期間終了時における農業経営に関する目標を達成するために適切なものであること



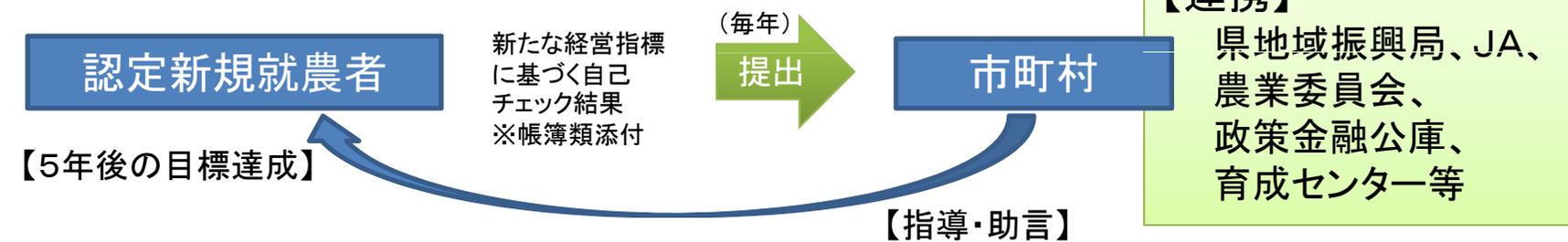
## 青年等就農計画の変更

次の事項を変更する場合は、市町村の変更認定が必要(手続きは初認定と同様)

- ・目標の営農部門
- ・就農地
- ・所得目標(2割以上の増減)
- ・年間農業従事日数(2割以上の増減) など



## 青年等就農計画のフォローアップ等



## 青年等就農計画の取り消し

- ①認定要件に該当しなくなった
- ②認定新規就農者が青年等就農計画に従って必要な措置を講じていない  
(病気、災害等のやむを得ない理由により営農休止の場合は別途検討)
- ③法人では、青年や技能を持った中高年が役員の過半数を満たなくなった  
※市町村は、取消事由に該当する(おそれがある)場合には、是正指導・助言に努める  
※認定する際には、計画に記載された措置を講じない場合には取り消す旨を周知すること

## 青年等就農計画の失効

青年等就農計画の有効期間内に認定農業者となった場合には、経営改善計画の認定日をもって青年等就農計画の効力を失う

## 認定新規就農者に対する資金の貸付け

- ①青年等就農資金
- ②経営体育成強化資金
- ③農業近代化資金

